

平成18年12月13日（水）

（午前11時10分 再開）

○議長（上田順康君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番21、22番 阪本君。

〔22番（阪本久代君）登壇〕

○22番（阪本久代君）通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は3項目の質問です。

まず1項目め、高齢者の暮らしを守る取り組みを。この議題は9月議会でも取り上げましたが、再度質問を行います。

まず、65歳以上の方の中には、老年者控除の廃止、定率減税の段階的廃止、高齢者の個人住民税の125万円までの被課税措置の廃止などによって、住民税が被課税から課税になったり、昨年と比べて10倍以上になった方がいらっしゃいます。国民健康保険税も値上げになった方があります。また、住民税が被課税から課税になることによって、介護保険料の段階が上がり、通常の値上げ以上の値上げになった方は、来年、再来年とさらに値上がりになります。

一方、年金は値上げではなく減額になっています。その結果、高齢者にとって使うことのできるお金が減り、生活を圧迫することになっています。こういう現状をどうお考えですか。援助する方法があれば援助したいと思いませんか。

次に、暮らしを守るためにできる限り負担を減らすのに、医療費控除や社会保険料控除をきちんと申告することも大事です。そして、障害者控除があります。障害者の範囲が地方税法施行令第7条で定められています。その7で、「前各号に掲げる者のほか、精神または

身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号または第3号に掲げる者に準ずる者として市町村長の認定を受けている者」とあります。つまり、65歳以上の者は障害者手帳を持っていなくても、同等の障害があると市長が認定すれば、障害者控除が受けられるのです。早急に認定する手続きを整えることを求めます。

2つ目は、地元業者に仕事を、です。市長は企業誘致を積極的に進めておられます。青年の定住を進めるために、働く場を増やすことは大事なことです。しかし、成果が出るのに何年もかかることが予想されます。企業誘致とともに、今市内にある企業を活性化し、一人でも雇用を増やせるようにすれば、市全体での雇用も増えます。市内業者の仕事が増えるように、今まではリフォーム助成制度を提案してきました。今回は「小規模工事登録制度」を提案します。これは、市発注の小規模な工事や修繕のうち、少額、例えば1件50万円未満で、内容が簡易なものについて、受給を希望する方を登録し、市内の小規模業者が直接工事を受注できるようにする制度です。全国建設労働組合総連合が2004年4月に行った調査では、全国184自治体で実施していました。

南アルプス市では、合併後、2004年度の途中から実施をしています。登録できるのは、市内に主たる事業所または住所を有する方で、市入札参加有資格者名簿（建設工事）に登録されていない方となっています。業者はどちらに登録するか選択することができます。工事の種類は土木一式工事、建築一式工事、電気工事、ガラス工事、内装仕上げ工事、造園工事など25種類あります。2005年度は113社が

登録し、210件発注しました。1社につきゼロから5件の受注があったそうです。橋本市でも地元業者の仕事を増やすために実施してはどうでしょうか。

3項目めは、小・中一貫教育と教育基本法についてです。

教育基本法改定案が国会で審議をされています。この改定案になりましたら、競争と格差が広がるのではないかと心配です。現行の教育基本法では、「教育は人格の完成」「真理と平和を希求する人間の育成」にあると明確にしています。つまり、国家のための教育ではなく、一部の子どもだけでもない、一人ひとりを大切にすることを、教育の目的にしています。

教育基本法改定案では、教育の目標を新たに定め、20に及ぶ「徳目」を列挙しています。その達成を教職員や子どもに義務付け、評価の対象にしています。教育行政のところでは、現場で教育に携わる人たちが時々の政治に左右されないための、子どもや保護者、国民に直接責任を負うという規定を削除する一方で、法令に従うことを明記し、法令を盾に教育への権力的介入を正当化しています。また、行政権力が教育の内容に口出ししないように、教育行政の任務を諸条件の整備・確立に限定した部分を削除しました。さらに、政府による教育振興基本計画の策定を制度化する条文を新設しました。

教育振興基本計画とは、政府が勝手に、教育の目標も含めて詳細に定め、実施具合を評価するというものです。これができると、学校では数値目標の達成をめざす教育が行われ、なぜ達成できないのか、どう達成するのか、と指導されることになります。

また、安倍内閣は「教育再生プラン」を提起しています。これは、全国一斉学力テストの実施とその結果の公開、学校選択性の全国

的な拡大、国家による監督官の配置、バウチャー制と言われる予算での学校差別を柱とする一連の教育政策です。

和歌山県教育委員会は、「和歌山の未来をひらく義務教育」を発表しました。少子化の進行状況を踏まえ、学校の適正規模を示し、小学校では12学級から18学級、中学校では9学級から18学級が適正だとしています。そして、学校の適正規模化に向けて、市町村教育委員会は今後、小・中学校の適正規模化に向けて統廃合を検討していく必要があるとし、学校小規模化に対する具体的な対応として、隣接校との相互交流、小・中一貫教育の導入、学校群としての教育活動の共同化等の学校間連携を促進する。小規模特認校制度や隣接する他市町村から入学できる制度、通学区域の撤廃など、通学区域制度の弾力化の検討が望まれるとしています。そして、橋本市教育委員会は、文教厚生委員会において、「橋本市教育改革プラン」第1期（平成18年度から平成21年度）を発表しました。そこで、「橋本市教育改革プラン」について質問をします。

1つ目は、今、なぜ教育改革が必要なのか。

2点目が、改革が必要だということは、この点をこう変えたいということではないですか。橋本市の教育の問題点は何ですか。

3点目は、教育委員会では人権教育、子育て支援、安全・安心な教育環境、小・中一貫教育、情報発信という5つのプロジェクトを立ち上げ、それぞれ年次計画を持たれています。このうち、小・中一貫教育について質問を行います。小・中一貫教育の目的は何ですか。また、どういうメリット、デメリットが考えられますか。

4点目に、教育基本法との関係はどうなっていますか。

以上です。

○議長（上田順康君）22番 阪本君の一般質

問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君） 阪本議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、今なぜ教育改革なのかというおたがしでございすが、本年3月1日、市・町の合併を前に、教育委員会では両市町間の教育環境の調和と均衡、または、将来を見据えた発展性のある教育施策の検討と計画的実施が必要であると考えました。

新橋本市は、着実に課題を解決するため前進しているということをも市民の皆さんに伝え、地域や保護者の理解と協力を得て教育施策を進めるために、教育改革プランを策定いたしました。そこで、平成18年度から21年度までの4年間に進めるべき具体的な施策を掲げ、確かな実行性とその効果を公にし、地域、保護者の評価もいただきながら、さらなる前進をしていきたいと考えております。

次に、橋本市の教育の問題点は何かというおたがしでございすが、橋本市だけが抱える教育課題ではありませんが、基礎学力や学習意欲の低下、学力の二極化、基本的な生活習慣・学習習慣の未定着、いじめや不登校の課題、学級の児童生徒間の人間関係の希薄化など、挙げれば本市に当てはまる課題がございします。このような課題を解決するために、橋本市の教育の方針を、新しい橋本市に誇りを持ち、これからの社会を担う活気と責任、自覚ある人づくりを進めるとし、大人にも子どもにも、より公共心、規範マナー、まちのために貢献しようとする市民性の育成をめざし、人権教育、子育て支援、安全・安心の教育、情報発信、今回おたがしの小・中一貫教育、この5つの柱を立て、取り組みを進めているところでございします。

教育委員会では、各課が横の連携を強め、

一致協力し、学校や教員に力をつけ、保護者や地域の教育力の向上を図り、子どもの教育にあたりたいと考えております。

3点目の、小・中一貫教育の目的とメリット、デメリットについてのおたがしですが、小・中一貫教育の目的は、小学校と中学校の間にある段差を解消し、児童生徒の学校生活への不安を取り除くこと、小・中学校の教員が交流することで互いの指導力を向上させ、確かな学力の定着を図ること、そして、ゆとりの中で教育を進めることで、豊かな人間性、社会性、市民性を育成することにあります。この一貫教育を進めることで、不登校生徒や問題行動の減少、特別支援教育の推進など、いろいろな面で学校の教育力を確実に向上させたいと考えております。

義務教育9年間をひとまとまりにした教育課程を編成することで、より系統的な教育を展開していきたいと思ひます。また、デメリットについてですが、小・中一貫教育を進めることで、これまで以上に小・中学校が交流の幅を広げてまいりますので、当初は、学校運営面や教員の意識改革の面で戸惑いが起こるとは思ひますが、実践する中で徐々に解消できるものと考えております。

最後に、教育基本法との関係についてお答えいたします。教育委員会が小・中一貫教育を進めようとしている理由は、現在の子どもたちが示している多くの課題を、教育に携わる者が一致協力して改善するためであり、国の教育基本法の改正とは直接的には関係ありませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（上田順康君） 総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君） それでは、議員おたがしの小規模工事登録制度につきましては、小規模工事等契約希望者登録制度等の名称で、多くの自治体でこの制度が導入されております。

す。入札参加資格者登録を受けていない方でも、少額で内容が軽易な契約の受注、施工を希望する方を登録し、市が発注する工事、修繕等のうち、小規模な工事において積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与する事を目的としています。一般的な登録要件といたしましては、1点目、建設工事等の入札参加資格者でない。2点目、市内に主たる事業所を有する法人、または住所を有する個人。3点目といたしまして、希望する業種に必要な資格、免許等を有する。といったような内容を必要としております。

本市におきましては、入札制度改革の一貫といたしまして、本年度から工事希望型競争入札、郵送方式でございますが、こういう入札法を実施いたしてございます。これは、市内格付業者による一般競争入札で、現在のところ、比較的小規模な業者も登録をいただき、入札等に参加いただいております。また、これ以外の少額な場合におきましても、市登録業者のうち、比較的小規模な業者からも見積もりを徴するなど、参加いただいておりますことから、現在のところ、小規模工事等契約希望者登録制度導入の予定はございませんので、ご理解のほど、よろしく願います。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）高齢者の税負担が増加とのおただしにお答えいたします。

国や地方を取り巻く財政状況は厳しく、地方分権の実現に向けた三位一体改革など、健全財政の確立のため、各種制度の改革が推進され、税制におきましても経済社会の構造変化に伴い、毎年制度が見直しされています。

今年は高齢者と現役世代との世代間のバランスの確保を図る観点から、65歳以上の方を

対象とした税制が変わり、住民税をはじめ国民健康保険税や介護保険料などの負担が増えることになりました。負担が増えた主な要因は、公的年金控除額が引き下げられたこと、老年者控除が廃止となったことが挙げられます。

来年1月からは三位一体改革の一つ、税源移譲により、住民税、所得割税率が現行3段階から一律の10%となり、納税者のうち、特に低所得者の税率が5%から10%に引き上げられます。住民税で負担が増える分は所得税で減らすことになっており、住民税と所得税の合計では、税負担が増えないような制度となっております。しかし、これらのことから住民税としましては、増税となることとなります。

さらに、別の税制改革により、所得税の定率減税、住民税の定率控除も来年1月から廃止となり、高齢者のみならず各世代の方々の負担が増えることとなります。

市といたしましては、課税の仕組みが変わることをこの12月広報でも特集を組み、お知らせしているところであります。税制度の改革に伴うものでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、障害者控除につきましては、地方税施行令第7条第7号に、精神または身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が地方税施行令第7条第1号または第3号に掲げる者に準ずる者として、市町村長の認定がある場合は、障害者控除の対象になると規定されておりますが、障害者に準ずる者となる判断基準を、何をもって行うかということになります。その基準を要介護認定とすると、介護保険法の要介護認定と身体障害者福祉法の障害認定の認定制度が、判定基準が異なっているので、要介護度認定が5であるから障害が1級、2級であると一律に当てはめ

るのは困難であるというのが厚生労働省の見解であります。

認定基準について、県下で既に実施している4市を調査したところ、介護調査の意見書にある日常生活の自立度等として書かれている認知症ランクや、寝たきり度ランクによる基準、また、民生委員の寝たきり高齢者調査に基づいて認定基準としているなどさまざまであるため、引き続き認定基準の状況や、既に実施している市町村の状況等を調査した上で、実施について検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（上田順康君）22番 阪本君、再質問ありますか。

22番、阪本君。

○22番（阪本久代君）まず、1番なんですけれども、実施に向けて調査していくという回答をいただいたんですけれども、来年の住民税で障害者控除を受けるためには、今年12月31日現在で障害者であったという認定が必要になるんです。それで、今回また質問したんですけれども、まあ言えば、法律で定められてあることを、基準が難しい、自治体でいろんな形で基準を設けられていると思うんですけれども、とにかく、法律で定められていることを実施してもらいたいというのが、今回の質問の趣旨なんです。

何を言いたいかというと、12月31日までに基準を設けて、申請なりを受けられるような方法をとってもらいたいと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田順康君）22番 阪本君の再質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）この問題につきましては、従来から障害者認定というよりも、障害者手帳の交付について案内してきた

という経緯があります。障害者手帳を持っておられない方の対策、寝たきりの方も非常に多いわけなんですけれども、障害者に準ずる基準をどうするか。県下では4市既に実施しております。4市の基準等は詳細に調べているわけなんですけれども、各自治体とも基準がまちまちの状況であります。

ある市の例を言いましたら、介護保険の認定審査に用いる主治医意見書の寝たきり状態を判定する障害高齢者の日常生活自立度、寝たきり度と言いますけれども、その判定基準、あるいは認知症、高齢者の日常生活自立度判定基準、認知症度と一応言っておりますけれども、これらにつきましては、知的障害者、あるいは身体障害者の等級を定める基準に類似性がある、そういう判断で採用しているところがあります。

これらにつきましても、障害高齢者の場合で言いましたら、さらに9ランク段階に分かれておりまして、寝たきり度の段階が分かれております。それと認知症高齢者の場合で言いましたら、8ランク、寝たきり度の段階が分かれております。どの段階まで認めていくかというのは各市まちまちであります。

これらにつきましては、本市でもし実施する場合、どこまで認めていくのか、これらについては対象となる方の人数の把握ですとか、あるいは税の収納に与える影響度、これらについてもちょっと十分精査していかなければならないと考えております。議員おっしゃるように12月末までに判定基準等、市の方針を出すのは非常に難しい、そう思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（上田順康君）22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）9月よりは前進したかなというふうには思うんですけれども、自治体によっては要介護認定を受けていて、障害者控除の対象になる方に認定申請書とか説明

文を送っているところもあるんです。実際に、今までも申請する人はあったけれども、通知をすることによって倍以上にその申請者が増えたというところもあります。できればそこまでしていただけたらなと思うんですけども、できるだけ早く基準をつくっていただいて、なおかつ障害者手帳の対象になる方については、ケアマネージャーさんとかにも指導していただいて、申請の手続をとるように、どんどん広げていってもらえたらと思うんですけども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）高齢者あるいは障害者の税負担、高まっていることというのは十分自覚しておりますので、使える制度につきましてはPRを十分にさせていただきまして、障害者控除の件につきましても、本市としての明確な基準づくりなり、実施に向けた検討もさせていただきます。

○議長（上田順康君）22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）そしたら、次、2番に移ります。

現在のところは予定はないということなんですけれども、先ほどの総務部長の答弁からも、地元の活性化に向けた提案であるということは十分理解していただけたというふうに思います。

南アルプス市にしか問い合わせはしてないんですけども、業者の方が入札のほうに登録するか、この小規模のほうに登録するかということ、まあ言うたら、自分で判断してどちらかに登録されているんです。今も橋本市のほうでも、小規模な業者についても入札のほうに参加されているということなんですけれども、これからの推移の中でまた検討していただけたらなというふうに思います。この要望だけ。

3番目の小・中一貫教育と教育基本法についてなんですけれども、先ほども言いましたけれども、今なぜ教育改革なのかということで説明されて、合併ともかかわるという説明もあったんですけども、その1と2とあわせてなんですけど、橋本市の教育の問題点は全国的な課題と共通するというところで、いろいろ述べられました。

今の教育といいますか、今、若者の正職員の比率が、正規職員になる比率がかなり下がっていて、まあ言うたら、派遣とか、派遣労働者とかが増えてきています。どの子も勉強することが楽しい、学ぶことの楽しさ、どの子もわかる教育というのが一番大事だと思うんですけども、どうしてもやはり正規の職業について収入を得て、まともに生活していくために、どうしてもいい学校に行きたいとか、こういう競争の心理というのが働くというのが今の教育の現場にあると思うんです。子どもたちよりも親のほうが、いい学校に行かせたいとかということで、学校だけじゃなくて塾にも行かせる。そういう形で競争というのがかなり強くなってきているとか、そういう中で、ゆとりもなくなってきているんじゃないかなと思うんです。

そういうことから、先ほど言われた、いろいろな全国的な傾向の問題点も出てきているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その中で、先ほど教育基本法との関係は直接関係ないというふうに述べられましたけれども、今の教育の流れの中で、橋本市だけが全く関係ないということは言い切れないのではないかなと思うんです。で、何を心配しているのかといいますと、今のこの教育基本法改定の流れの中に、先ほど言った競争の、もっと競争を強くするというか、激しくするというか、そういうところが出てくるんじゃないかなというふうに心配しているんです。

ちょっと、もう1、2、3、4と全部一緒になってしまうんですけども、例えば、一つには小・中一貫校を進めることによって、先ほど県の教育委員会の考え方を言いましたけれども、和歌山県の中でも今の、主に過疎の地域で小・中一貫教育が行われています。さっき、適正規模の学校の基準なんかも言いましたけれども、この小・中一貫教育を進めることによって、橋本市内で小学校とかの統廃合が行われていかないかなという心配が一つと、それともう一つは、全国的な国の方向として、学校選択制の問題、一つ例を挙げましたら、東京都の品川区があります。東京都と橋本市では大分条件が違うとは思いますが、ここの品川区では、2000年度に学校選択制を導入しています。区内を4つのブロックに分けて、それぞれのブロックの中で小学校を自由に選択できる。中学校は01年度から導入をして、区内どこからでも選択できるようになっています。03年度から学力テストを実施して、2年目から小学校6年生でこの学力テストを行っています。各小学校のホームページに問題ごとの習熟基準、正答率が掲載されている。それによってどこの学校がよくなるかどうかというのが、だれにでもわかるという形になっています。

こうしている中で、今年度7年目なんですけれども、通学区域外の学校に入学する人たちが年々増えて、人気のある学校と人気のない学校が固定化してきていると。今年度は100億円かけた施設一体型の小・中一貫校が開設しています。その学校は施設もすごく新しいしということもあると思うんですけども、いい学校選びに結局は拍車をかけて、かなり希望者が増えたと。その一方で入学生徒ゼロの中学校が出ています。この入学生徒ゼロの中学校が出た地域では、小学校3校と中学校2校があったんですけども、2年後には

小・中一貫校1校になることになっています。また、品川区は小・中一貫トップなので、この一貫校だけじゃなくて、小・中学校すべてで4、3、2年生の教育カリキュラムになっているところがあります。

どうしても、こういうほかの所の例を見たときに、この小・中一貫校をつくることによって、受験戦争に拍車がかからないかという心配と、統廃合が進むのではないかというふうな心配があるわけなんですけれども、そういうことについて、教育委員会はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（上田順康君）教育長。

○教育長（森本國昭君）まず、なぜ改革、今のときにするのかということからちょっと入りたいと思います。

最近の社会は、大変悪くなってきております。今の社会は悪いからといってほうっておくわけにもまいりません。ここでやはり、学校教育だけではなしに、ここに挙げさせていただいておりますけれども、人づくりはまち全体で行うという、それを基本にして、学校教育だけではなしに、社会生涯教育全体をとおしてしていかなと、結局最後は子どもにマイナスになるということで、教育委員会は4課あるわけでございますけれども、各課4課の仕事をしていただいておりますけれども、やはりその連携を密にしまして、さらなる効果を上げていきたいと。今、改革をしていかないと、橋本市は大変なことになるということを自覚いたしまして、職員全体が一丸となって考えていこうということを計画しております。

議員おただしの合併の関係でございますけれども、橋本市としての小・中一貫は、適正規模のそういうことではございません。9年間を通して子どもの学力等を高めるということが目的でございますので、合併ということ

を目的とした計画ではございませんので、まずそれを一点、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、よその府県では人気のある学校、悪い学校という、テレビでもこの間もやっておりましたけれども、やはり学校というのは地域があつての学校でございますので、それは都会の例がニュース等でやっておりましたが、橋本市はそういうことは、私個人としては絶対反対でございます。地域があつての学校ということで、地域ぐるみの教育をしたいと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（上田順康君）22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）よくわかりました。

もう一つは、小・中一貫ということから、何というか、先ほど小学校、中学校教員の交流ということも言われたんですけども、それと、最初は学校運営とかで戸惑うこともあるかもしれないというふうにもおっしゃってたんですが、進めていく順番と言ったらおかしいけれども、まず、小学校の先生方の認識、中学校の先生方の認識、それを一致させるというか、また、教科に対して9年間見据えてお互いにどうやっていくんかということを通認識にする。そのために、まず、まあ言うたら、一気に一貫校にするんじゃなくて、先生方の交流に重点を置くことも大事というか、必要ではないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょう。

○議長（上田順康君）教育長。

○教育長（森本國昭君）議員おただしのおりでございます。やはり兼務発令をいたしまして、小学校を中学校に。それで徐々に取り組みを行っていくと。それと、やはり教員の意識改革が一番大事ですので、教師の意見も十分聞きながら、もちろん保護者の意見も聞くわけでございますけれども、そういった

点から実施していきたいというふうに思います。

それと、いろいろカリキュラム、指導要領以外のカリキュラムも要るわけでございますけれども、そういう委員会も設置いたしまして、徐々に始めていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（上田順康君）22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）済いません、1点だけ。兼務発令する前に交流というか、研修をしたほうがいいのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上田順康君）教育長。

○教育長（森本國昭君）そのとおりでございます。やはりそういう認識していただいてから始めると。そういうことをしたいと思います。

○議長（上田順康君）これをもって、22番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）